

令和8年度 P T A ・社会教育関係団体対象学習会助成事業要項

令和8年6月
浪速区役所
大阪市教育委員会

◇学習会助成事業とは

P T Aをはじめとする社会教育関係団体や生涯学習を目的とするグループが、区役所と協働して人権や家庭教育に関する学習会を実施する場合に、区役所が講師謝礼等を一部負担する事業です。

◇助成の対象となる団体・グループ

日常的に自主的な活動をしている次のような団体・グループが、人権や家庭教育に関する学習会を行う場合が対象となります。

○対象：幼稚園や学校の単位・合同P T A

その他、区において生涯学習や社会教育に関する活動を行っている団体・グループ

◇対象となる学習会の条件

○令和8年8月1日～令和9年2月28日に行う事業であること

○1回1時間以上であること（30分単位 例：15時～16時30分）

○団体・グループの会員を対象とすること

※次のような活動は、助成の対象となりません。

- ・特定の政党や、その他の政治団体の利害に関する活動
（公の選挙にかかわって特定の候補者を支持したり反対したりする活動など）
- ・特定の宗教の普及を目的とした活動（教義内容の学習会など）
- ・営利目的で行われる活動（材料費などの実費以外の受講料を参加者から徴収する活動）

◇対象となる学習内容

①人権に関する内容

子ども・女性・障がいのある人・外国籍住民・高齢者など、社会的に不利な立場になりやすい人々をとりまく人権の課題、同和問題、平和・環境問題、個人情報の保護など。

例：身元調査と個人情報の保護、多文化共生社会の理解

「虐待」「いじめ」など、子どもをとりまく人権の課題

男女共同参画社会について、女性をめぐる社会制度と法律

障がいのある人も暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり

お互いの人権を尊重しあう人間関係づくり、コミュニケーショントレーニング

②家庭教育に関する内容

家庭教育や子育て、今日子どもたちをめぐる様々な課題について

例：思春期の子育て～思春期の子どもたちのころ・からだ～

親子で学ぶ防犯教室～地域安全マップづくり～

子どもの自尊感情を育てるほめ方・しかり方

子どもの睡眠と食事について、歯の健康について

子どもの事故と病気、応急処置について

子育て中の保護者のためのストレスマネジメント～こころとからだの癒しワーク～

◇助成の対象となるもの

報償金：講師に対する謝礼金および一時保育謝礼（詳しくは、下表参照）

- ※ 予算の範囲内でできるだけ多くの団体に助成するため、1団体あたりの助成金については、**20,000円程度(所得税含む)**を限度額とします。
- ※ 当事業は、あくまで経費の一部助成事業であり、**必ずしも申請どおりの額が助成されるとは限りません**ので、あらかじめご了承ください。
- ※ 一時保育とは、保護者が安心して学習することができるよう、講座の時間中、子どもを別室で保育ボランティアグループのメンバーに預けることをいいます。保育ボランティアグループに依頼し、保育場所も確保してください。

◇報償金基準表

区分	1時間あたりの金額（税込み）	職別
講	7,100円	大学教授、中央官庁の局部長、民間の著名専門家 例：臨床心理士、弁護士、医師、ジャーナリストなど
	6,200円	大学准教授、中央官庁の課長、民間の専門研究員 例：〇〇研究所の所長、NPO代表など
	5,200円	大学講師、中央官庁の課長補佐、元市（区）PTA協議会役員 例：〇〇研究所のメンバー NPO役員など
師	4,300円	団体役員、中央官庁の主任、民間の技術者 例：ボランティアグループのメンバー、大阪市以外の教員
本市職員	0円	

※本市「講師に係る謝礼金の取扱基準」に準じています

保育	1,000～1,500円	保育ボランティアグループのメンバー ※必ずグループに所属している方に依頼してください。
----	--------------	--

- 【注1】 座談会形式である学習会の講師は、基準額の8割以内の額とします。また、講師補佐（助手）については、基準額の5割以内の額とします。
- 【注2】 講師が同一内容の講義等を2回以上行う場合は、2回目以降の謝礼金は20%を超えない額の範囲内で減額となります。
- 【注3】 原則として、講義1時間あたりの単価は、太字の額になります。ただし、特別の事情がある場合は、当該講師の業績、著名度、他の講師との均衡などを考慮して、単価の幅の範囲内において個々に区役所が決定します。
- 【注4】 講師に関する資料（プロフィール、著書、講演履歴等）を添付してください。
- 【注5】 謝礼金の手取額は、原則として所得税10.21%を差し引いた額になり、講師の口座に振り込まれます。
- 【注6】 学習会、一時保育に関わる部屋の使用料は**助成対象外**です。

(参考) 助成の一例

大学教授と講師補佐（准教授）に2時間の学習会を頼んだ場合

教授分（講師） @7,100×2h=14,200円

准教授分（講師補佐） @6,200×0.5×2h=6,200円 （講師補佐の謝礼金は基準の半額以内）

合計：20,400円

◇申請の手続き

年間の「実施計画書」を提出します。

締め切り：**令和8年6月30日（火）**（8月上旬に事業実施希望の場合）

9月以降の実施に関する計画書提出期限については個別にご相談ください。

※計画書の時点では、日時などは未定部分があっても結構ですので、実施希望の場合は必ず提出してください。実施申請書の段階で詳しくお書きください。

提出先：浪速区役所 市民協働課（教育・学習支援担当）

書類：様式1「令和8年度 P T A ・社会教育関係団体対象学習会 実施計画書」

助成の可否等について区役所より連絡いたします。

学習会1回ごとの「実施申請書」・「講師の資料(プロフィール・講演歴・著書等)」を提出します。

締め切り：学習会を実施する**1ヶ月前まで（厳守）**

（助成金の事務処理に日数がかかります。）

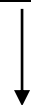
※申請書により、助成額が正式に決定されます。

提出先：浪速区役所 市民協働課（教育・学習支援担当）

書 類：様式2「令和8年度 P T A ・社会教育関係団体対象学習会 実施申請書」

↓ ※「実施申請書」提出後に、やむを得ず講師や日時の変更があった場合は、
必ず速やかに、浪速区役所 市民協働課（教育・学習支援担当）にご連絡ください。

学習会実施



「実施報告書」・請求書(大阪市仕様)を提出します。

※請求書に基づき、大阪市から講師の口座に謝礼金が振り込まれます。

締め切り：学習会終了後、すみやかに提出してください。

提出先：浪速区役所 市民協働課（教育・学習支援担当）

書 類：様式3「令和8年度 P T A ・社会教育関係団体対象学習会 実施報告書」

↓ 様式4「請求書」

◇ その他 注意事項

① 主催団体・グループの会員が講師をつとめる場合は、助成対象となりません。

②いくつかの PTA などが合同で実施する学習会も助成の対象となります。

③講演会、シンポジウム以外の形式でも助成を受けることが可能な場合があります。
(ワークショップ、講演とイベントの複合事業、演劇の鑑賞など)

④本市が、事業実施にあたり知り得た個人情報については、個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例に則り、厳正に取り扱います。各団体・グループにつきましても、個人情報の適切な取り扱いをお願いいたします。

⑤期間外の実施については、ご相談ください。

◇ 問合せ、書類提出先

大阪市浪速区敷津東 1 - 4 - 20

浪速区役所 市民協働課 (教育・学習支援担当 : 保原・笠原)

☎6647-9743 FAX6633-8270